

令和3・4年度

守口市水道局「建設工事」入札・見積り参加資格審査申請書提出要領(随時登録)

守口市水道局が発注する建設工事の入札・見積りに参加しようとする方は、本要領により申請してください。

1、資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者

(2) 建設業法第27条の23第1項の審査を受けた者

(3) 国税及び地方税を滞納していない者

(4) **申請業種において、2か年以上の施工実績がある者**

※総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の完成工事高の2年又は3年平均の数値が0又は表示なしの場合は、その業種での登録はできません。

(5) 守口市公共工事等及び売り払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(6) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

2、申請方法: 郵送(宅配便も含む。)による受付です。

3、郵送先: 〒570-0008 守口市八雲北町3丁目37番31号 守口市水道局総務課庶務担当

官製はがき(1枚)に住所・会社名等を記載のうえ同封してください。(受付票返信用)

4、受付期間: 随時登録

5、有効期間: 受付日～令和5年3月31日まで

6、申請書提出にあたっての注意事項

(1) 提出一覧表の番号順にA4判のファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入のうえ、綴じてください。

ただし、「入札・見積り参加資格審査申請書提出書類点検表」および提出書類No.1及びNo.2はファイルに綴じ込まないでください。

※ファイルの色の指定はございません。

・守口市内本店・支店・営業所・・・No.3～19

・市外業者・・・No.3～13

(2) **証明書類は、申請書提出時の3か月以内のものを提出してください。**

↓ 次ページに続く。

7、提出書類一覧表

※証明書類は、申請書提出時の3か月以内のものを提出してください。

No.	提出書類	提出対象		
1	業者登録票(様式A)	全事業者		
2	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【写し可】 ※申請日時時点で、有効な通知書を提出してください。 ※有効期限(1年7か月)が切れる前に必ず最新のものを送付してください。	全事業者		
3	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事) ※独自様式又は国土交通省HP掲載様式を参考	全事業者		
4	「建設業許可通知書」及び「建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ」 ※いずれも写し可 ※国土交通省の提供する建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにて、自社を検索し、詳細情報の画面を印刷したものを添付してください。 ※申請中の情報があるなどしてシステムに反映されていない場合、証明書を提出してください。(証明書を提出する場合、通知書は不要です。) ※解体工事業については、解体工事業の許可が必要です。	全事業者		
5	【写し可】 納税証明書	法人	国税 納税証明書その3の3(法人税・消費税及び地方消費税) 地方税 法人市民税:直前2か年分(未納のない証明可) ※支店等で登録の場合は、支店等の証明書	法人事業者のみ
		個人	国税 納税証明書その3の2(所得税・消費税及び地方消費税) 地方税 市民税:直前2か年分(未納のない証明可)	個人事業者のみ
	<p>※国税及び地方税(直前2か年分又は未納のない証明)両方とも必要です。</p> <p>※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。</p> <p>※移転等の理由により納税証明書が発行できない場合は、理由書(任意様式)と移転前の納税証明書を提出してください。</p> <p>※法人・支店設立後に間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。</p> <p>(法人の場合)法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書(任意様式)</p> <p>(支店の場合)開設届と本店の納税証明書直前2か年分</p>			
6	印鑑証明書【写し可】	全事業者		
7	委任状 ※本市様式又は独自様式	本社・本店以外で登録する事業者のみ		
8	使用印鑑届(様式D) ※入札、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を押印してください。	全事業者		
9	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)【写し可】 ※申請書等に記載する住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、理由書(任意様式)を提出してください。	法人事業者のみ		
10	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ※未加入の場合は、その理由書を添付してください。 ※加入しているが、履行していなくて証明書が出ない場合は、その旨を書いた理由書と契約証を添付してください。 ※理由書は任意様式で、代表者印を押印すること。	全事業者		

11	経営事項審査申請書工事経歴書(様式第二号)又は工事経歴書(独自様式)	全事業者
12	技術者名簿(様式自由)又は経営事項審査申請書技術者名簿(別紙2)	全事業者
13	誓約書(本市様式) ※守口市暴力団排除条例の規定に基づくものです。 ※法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。(「代表者の生年月日」欄の記載漏れがないようご注意ください。 ※本市様式	全事業者

守口市内本店・支店・営業所者の追加書類

No.	提出書類	提出対象
14	固定資産税納税証明書(直前1か年分)又は賃貸借契約書【写し可】 ※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。 ※法人として証明書が発行できない場合は、住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書を提出してください。 住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書が発行できない場合は、理由書(任意様式)を提出してください。 ※賃貸借契約書が提出できない場合は、理由書(任意様式)を提出してください。 ※法人・支店設立後に間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 (法人の場合)法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書(任意様式) (支店の場合)開設届と本店の納税証明書直前2か年分	守口市内(本店・支店・営業)の事業者のみ
15	使用人名簿(様式E) ※監理技術者資格者証又は健康保険被保険者証(国民健康保険被保険者証は不可)の写しを添付してください。 ※上記の証明書類が提出できない場合は、特別徴収の通知書(課税者リスト)を添付してください。 ※技術職員が個人事業主で、上記の証明書類が提出できない場合は、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告書(専従者給与額及び給料賃金額がわかるもの)の写し及び事業主の国民健康保険被保険者証の写しと住民課税証明書の写しを添付してください。	
16	事務所の付近見取り図及び配置図(各A4判)	
17	事務所の写真(サービスクラウド・デジカメ可) ※事務所の外観(看板等が確認できるもの)・内部(机等が確認できるもの)	
18	営業所一覧表(建設業許可申請書別紙二) 支店・営業所のみ【写し可】 ※支店・営業所で登録の場合は、登録しようとする支店・営業所の、建設業許可及び専任技術者が確認できるものを提出してください。 ※内容に虚偽があった場合は、指名停止を行う場合がありますので、ご注意ください。 ※許可内容に変更があった場合は、本店・支店に関わらず、速やかに変更届を提出してください。	
19	配水管布設工事経歴書(様式F)および契約書の写し 配水管布設工事を希望する場合は要提出 ※直前10年間の施工実績を記載してください。	

7、申請書提出にあたっての注意事項

(1) 提出一覧表の番号順にA4判のファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入のうえ、綴じてください。
ただし、「入札・見積り参加資格審査申請書提出書類点検表」および提出書類No.1及びNo.2はファイルに綴じ込まないでください。

※ファイルの色の指定はございません。

・守口市内本店・支店・営業所・・・No.3～19

・市外業者・・・No.3～13

(2) **証明書類は、申請書提出時の3か月以内のものを提出してください。**

8、問い合わせ先

守口市水道局 総務課庶務担当

Tel 06-6991-6774(直通)

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

(貴社独自様式可。本市様式もしくは国交省地方整備局等HP掲載の様式を参考としても構いません。)

※申請内容に虚偽があった場合は、指名停止を行う場合がありますので、ご注意ください。